南砺市国民健康保険運営協議会　委員等名簿

区　　分	委員数	氏　　名	役　職　等	委嘱期間
被保険者を代表する委員	4	長谷川　邦子	婦人会代表	H24.11.1 ～H26.10.31
		小西　鐵雄	商工会代表	H24.11.1 ～H26.10.31
		浦出　義一	老人クラブ代表	H24.11.1 ～H26.10.31
		酒井　美雪	診療所所在地域被保険者	H24.11.1 ～H26.10.31
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	4	川口　　泉	医師（内科系）	H24.11.1 ～H26.10.31
		野村　　忠	医師（外科系）	H24.11.1 ～H26.10.31
		山本　　茂	歯科医師代表	H24.11.1 ～H26.10.31
		渡辺　悦子	薬剤師代表	H24.11.1 ～H26.10.31
公益を代表する委員	4	石崎　俊彦	市議会議員	H24.12.7 ～H26.10.31
		向川　静孝	市議会議員	H25.12.4 ～H26.10.31
		水口　秀治	市議会議員	H25.12.4 ～H26.10.31
		赤池　伸彦	市議会議員	H25.12.4 ～H26.10.31
被用者保険等保険者を代表する委員	1	松原　貴子	コマツNTC健康保険組合代表	H26.1.24 ～H26.10.31
計	13			

南砺市側	7	工藤　義明	副市長	
		杉村　稔	民生部　部長	
		鳥越　知証	総務部　税務課長（総務部参事）	
		北島　清	民生部　健康課長（民生部次長）	
		宗井　由栄子	〃　主幹	
		山﨑　元裕	〃　〃	
		中村　亨	〃　副主幹	

平成25年度　南砺市国民健康保険事業特別会計決算

（単位：千円）

項目			H25当初予算額	補正額 9月	補正額 12月	補正額 3月	専決	予算現額（A）	決算額（B）	対予算（B－A）
歳入	国保税	一般被保険者	1,238,252			△ 26,800		1,211,452	1,219,195	7,743
		退職被保険者等	212,743			△ 840		211,903	213,181	1,278
		計	1,450,995	0	0	△ 27,640	0	1,423,355	1,432,376	9,021
	国庫支出金	療養給付費等負担金（一般）	842,754			△ 65,575		777,179	830,502	53,323
		普通調整交付金	173,827			△ 12,327		161,500	143,911	△ 17,589
		特別調整交付金	35,006	1,445		373		36,824	71,634	34,810
		その他	41,376			△ 5,070		36,306	36,294	△ 12
		計	1,092,963	1,445	0	△ 82,599	0	1,011,809	1,082,341	70,532
	県支出金	普通調整交付金	158,031			△ 12,295		145,736	165,080	19,344
		特別調整交付金	70,120			△ 680		69,440	78,153	8,713
		その他	47,866			△ 3,808		44,058	44,057	△ 1
		計	276,017	0	0	△ 16,783	0	259,234	287,290	28,056
	療養給付費等交付金（退職）		515,683			47,212		562,895	590,897	28,002
	前期高齢者交付金		1,491,426			△ 1,513		1,489,913	1,489,904	△ 9
	共同事業交付金		683,811			△ 92,791		591,020	607,496	16,476
	一般会計繰入金		332,833		△ 9,010	△ 3,787		320,036	312,951	△ 7,085
	財政調整基金		10					10	0	△ 10
	繰越金		30,000	239,990	74,288	80,000		424,278	473,140	48,862
	その他		28,262			2,020		30,282	37,399	7,117
	市債							0		0
	合計		5,902,000	241,435	65,278	△ 95,881	0	6,112,832	6,313,794	200,962

（単位：千円）

項目			H25当初予算額	補正額 9月	補正額 12月	補正額 3月	流充用専決額	予算現額（A）	決算額（B）	対予算（A－B）
歳出	総務費		89,509	1,445	△ 9,010	788		82,732	77,602	5,130
	保険給付費	一般被保険者分	3,456,157			△ 136,535	△ 2,830	3,316,792	3,273,562	43,230
		退職被保険者等	478,469			47,300	2,830	528,599	489,734	38,865
		審査支払手数料	10,794					10,794	10,379	415
		出産育児一時金	12,607			2,100		14,707	13,387	1,320
		葬祭費	2,700					2,700	2,310	390
		計	3,960,727	0	0	△ 87,135	0	3,873,592	3,789,372	84,220
	後期高齢者支援金等		680,156			△ 2,719		677,437	677,435	2
	前期高齢者納付金等		401			275		676	675	1
	老人保健拠出金		344					344	32	312
	介護納付金		310,533			△ 1,341		309,192	309,192	0
	共同事業拠出金		683,811			△ 84,991		598,820	591,365	7,455
	保健事業費	保健事業費等	14,881			3,117		17,998	15,737	2,261
		特定健診等事業費	79,602			540		80,142	78,839	1,303
		計	94,483	0	0	3,657	0	98,140	94,576	3,564
	その他		52,036	239,990	74,288	75,585		441,899	437,530	4,369
	予備費		30,000					30,000	0	30,000
	合計		5,902,000	241,435	65,278	△ 95,881	0	6,112,832	5,977,779	135,053
歳入歳出差引			0	0	0	0	0	0	336,015	

収支差引	－基金繰入金	－市債	－繰越金	＋基金積立金	＝	単年度収支
336,015	－		−473,140	320,115	＝	182,990

国庫等返還金見込額
71,076

南砺市国民健康保険事業特別会計H25当初予算・決算

●歳入内訳

（単位：百万円）

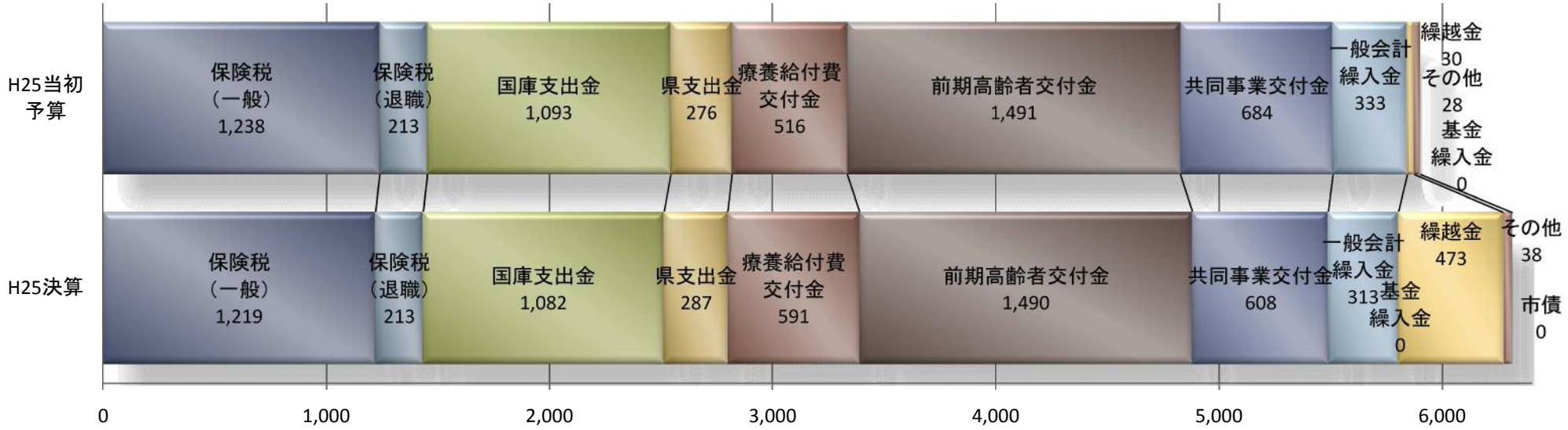

●支出内訳

（単位：百万円）

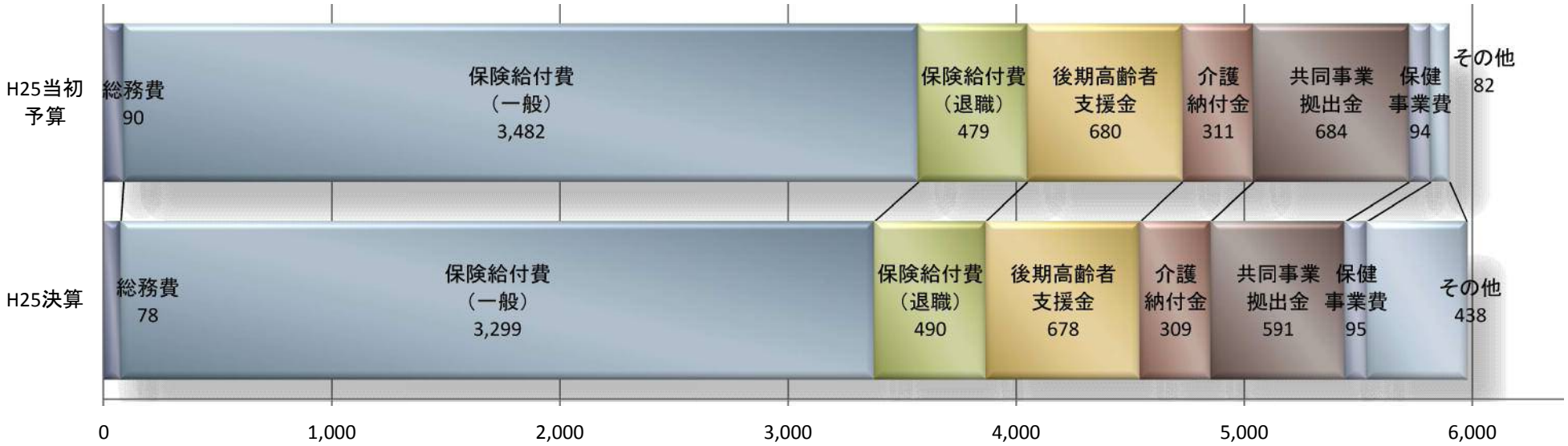

平成25年度　南砺市国民健康保険事業特別会計決算

【2月時点の決算見込みと決算額との比較】

（単位：千円）

項目			H25当初予算額	補正額	予算現額	2月の決算見込額（A）	決算額（B）	（B－A）
歳入	国保税	一般被保険者	1,238,252	△ 26,800	1,211,452	1,211,452	1,219,195	7,743
		退職被保険者等	212,743	△ 840	211,903	211,903	213,181	1,278
		計	1,450,995	△ 27,640	1,423,355	1,423,355	1,432,376	9,021
	国庫支出金	療養給付費等負担金（一般）	842,754	△ 65,575	777,179	777,179	830,502	53,323
		普通調整交付金	173,827	△ 12,327	161,500	161,500	143,911	△ 17,589
		特別調整交付金	35,006	1,818	36,824	36,824	71,634	34,810
		その他	41,376	△ 5,070	36,306	36,296	36,294	△ 2
		計	1,092,963	△ 81,154	1,011,809	1,011,799	1,082,341	70,542
	県支出金	普通調整交付金	158,031	△ 12,295	145,736	145,736	165,080	19,344
		特別調整交付金	70,120	△ 680	69,440	69,440	78,153	8,713
		その他	47,866	△ 3,808	44,058	44,058	44,057	△ 1
		計	276,017	△ 16,783	259,234	259,234	287,290	28,056
	療養給付費等交付金（退職）		515,683	47,212	562,895	562,877	590,897	28,020
	前期高齢者交付金		1,491,426	△ 1,513	1,489,913	1,489,904	1,489,904	0
	共同事業交付金		683,811	△ 92,791	591,020	591,020	607,496	16,476
	一般会計繰入金		332,833	△ 12,797	320,036	320,036	312,951	△ 7,085
	財政調整基金		10	0	10	0	0	0
	繰越金		30,000	394,278	424,278	473,140	473,140	0
	その他		28,262	2,020	30,282	32,872	37,399	4,527
	市債			0	0	0		0
	合計		5,902,000	210,832	6,112,832	6,164,237	6,313,794	149,557

（単位：千円）

項目			H25当初予算額	補正流充用額	予算現額	2月の決算見込額（A）	決算額（B）	（A－B）
歳出	総務費		89,509	△ 6,777	82,732	82,713	77,602	5,111
	保険給付費	一般被保険者分	3,456,157	△ 139,365	3,316,792	3,316,792	3,273,562	43,230
		退職被保険者等	478,469	50,130	528,599	528,599	489,734	38,865
		審査支払手数料	10,794	0	10,794	10,794	10,379	415
		出産育児一時金	12,607	2,100	14,707	14,707	13,387	1,320
		葬祭費	2,700	0	2,700	2,700	2,310	390
		計	3,960,727	△ 87,135	3,873,592	3,873,592	3,789,372	84,220
	後期高齢者支援金等		680,156	△ 2,719	677,437	677,437	677,435	2
	前期高齢者納付金等		401	275	676	676	675	1
	老人保健拠出金		344	0	344	37	32	5
	介護納付金		310,533	△ 1,341	309,192	309,192	309,192	0
	共同事業拠出金		683,811	△ 84,991	598,820	598,820	591,365	7,455
	保健事業費	保健事業費等	14,881	3,117	17,998	17,998	15,737	2,261
		特定健診等事業費	79,602	540	80,142	80,142	78,839	1,303
		計	94,483	3,657	98,140	98,140	94,576	3,564
	その他		52,036	389,863	441,899	441,249	437,530	3,719
	予備費		30,000	0	30,000	0	0	0
	合計		5,902,000	210,832	6,112,832	6,081,856	5,977,779	104,077

歳入歳出差引	0	0	0	82,381	336,015	253,634

平成25年度　南砺市国民健康保険事業状況

（1）世帯数及び被保険者数

区　分		24年度末	増減	25年度末	伸率	25年度平均（4-3ベース）
世　帯　数		7,744世帯	△ 131	7,613世帯	98.31%	7,688世帯
被保険者数		13,043人	△ 267	12,776人	97.95%	12,928人
内訳	一　般	11,316人	47	11,363人	100.42%	11,324人
	退　職	1,727人	△ 314	1,413人	81.82%	1,604人

（2）資格適用状況

区　分	南砺市		国民健康保険		国　保　加　入　率	
	世帯数	人口	世帯数	人数	世帯数	人数
24年度末	17,740世帯	54,832人	7,744世帯	13,043人	43.65%	23.79%
25年度末	17,749世帯	54,210人	7,613世帯	12,776人	42.89%	23.57%

（3）国保税収納状況

区　分	現　年　分		滞　納　繰　越　分	
	24年度	25年度	24年度	25年度
調定額	1,378,559千円	1,451,821千円	169,600千円	178,486千円
不納欠損額			8,087千円	13,142千円
収納額	1,332,589千円	1,402,368千円	26,812千円	30,008千円
収納率	96.67%	96.59%	16.60%	18.15%

（4）医療費状況の推移（被保険者1人あたり）

①　一　般（～64歳）　以下、人数は年度平均被保険者数。

区　分		23年度 6,247人	24年度 5,938人	23⇒24年度 伸び率	25年度 5,546人	24⇒25年度 伸び率
療養諸費費用額		262,212円	275,693円	5.14%	277,143円	0.53%
	入　　院	128,501円	138,382円	7.69%	136,930円	△ 1.05%
	入 院 外	77,926円	76,866円	△ 1.36%	78,979円	2.75%
	歯　　科	15,404円	16,086円	4.43%	15,348円	△ 4.59%
	調　　剤	23,564円	26,843円	13.92%	28,372円	5.70%
	食事療養・生活療養	12,310円	13,041円	5.94%	12,976円	△ 0.50%
	訪 問 看 護	277円	358円	29.24%	619円	72.91%
	療 養 費 等	4,229円	4,116円	△ 2.67%	3,918円	△ 4.81%

②　一　般（65～74歳：前期高齢者）

区　分		23年度 5,325人	24年度 5,500人	23⇒24年度 伸び率	25年度 5,774人	24⇒25年度 伸び率
療養諸費費用額		418,788円	405,234円	△ 3.24%	422,492円	4.26%
	入　　院	152,751円	146,665円	△ 3.98%	164,489円	12.15%
	入 院 外	157,502円	146,903円	△ 6.73%	144,703円	△ 1.50%
	歯　　科	28,302円	29,724円	5.02%	28,581円	△ 3.85%
	調　　剤	62,687円	65,713円	4.83%	68,501円	4.24%
	食事療養・生活療養	8,372円	7,483円	△ 10.62%	7,913円	5.75%
	訪 問 看 護	234円	95円	△ 59.40%	364円	283.16%
	療 養 費 等	8,940円	8,650円	△ 3.24%	7,941円	△ 8.20%

③ 退 職 （本人、被扶養者分を含む）

区 分	23年度 1,977人	24年度 1,813人	23⇒24年度 伸び率	25年度 1,630人	24⇒25年度 伸び率
療養諸費費用額	323,660円	343,944円	6.27%	371,715円	8.07%
入　　院	97,509円	116,675円	19.66%	135,941円	16.51%
入 院 外	138,386円	134,516円	△ 2.80%	144,131円	7.15%
歯　　科	26,499円	27,368円	3.28%	25,646円	△ 6.29%
調　　剤	46,624円	52,211円	11.98%	51,605円	△ 1.16%
食事療養・生活療養	5,710円	6,565円	14.97%	7,339円	11.79%
訪 問 看 護	887円	370円	△ 58.29%	806円	117.84%
療 養 費 等	8,044円	6,238円	△ 22.45%	6,248円	0.16%

④ 合計

区 分	23年度 13,549人	24年度 13,251人	23⇒24年度 伸び率	25年度 12,950人	24⇒25年度 伸び率
療養諸費費用額	332,715円	338,799円	1.83%	353,853円	4.44%
入　　院	133,510円	138,850円	4.00%	149,093円	7.38%
入 院 外	118,023円	113,824円	△ 3.56%	116,484円	2.34%
歯　　科	22,092円	23,290円	5.42%	22,544円	△ 3.20%
調　　剤	42,305円	46,447円	9.79%	49,189円	5.90%
食事療養・生活療養	9,799円	9,848円	0.50%	10,009円	1.63%
訪 問 看 護	349円	251円	△ 28.08%	529円	110.76%
療 養 費 等	6,637円	6,288円	△ 5.26%	6,005円	△ 4.50%

注）平均人数や一人あたり費用額を算出するにあたって、四捨五入している関係から端数で一致しない場合がある。

平成２６年度　南砺市国民健康保険制度の改正点

① 国民健康保険税の賦課限度額の改正

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 14 万円から 16 万円とし、介護納付金課税額の限度額を 12 万円から 14 万円としました（平成 26 年４月１日から実施）。

	改正前		改正後
医療分	５１万円	→	５１万円（据え置き）
後期支援分	１４万円	→	１６万円
介護分	１２万円	→	１４万円
合　計	７７万円	→	８１万円（４万円）

（過去の引上げ）

Ｈ２２　４万円　　Ｈ２３　　４万円　　Ｈ２４、Ｈ２５は据え置き

② 国民健康保険税の軽減額判定所得の改正

国民健康保険税の軽減措置について、５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、24.5 万円を乗ずる被保険者数及び特定同一世帯所属者数に世帯主を含めることとし、２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額を現行の 35 万円から 45 万円としました（平成 26 年４月１日から実施）。

・軽減判定所得（改正前）

７割軽減基準額＝基礎控除額（３３万円）

５割軽減基準額＝基礎控除額（３３万円）

＋２４．５万円×（**世帯主を除く被保険者数**＋特定同一世帯所属者数）

２割軽減基準額＝基礎控除額（３３万円）

＋**３５万円**×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

（改正後）

７割軽減基準額＝基礎控除額（３３万円）（変更なし）

５割軽減基準額＝基礎控除額（３３万円）

＋２４．５万円×（**被保険者数**＋特定同一世帯所属者数）

２割軽減基準額＝基礎控除額（３３万円）

＋**４５万円**×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

③ 70 歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の見直し

70 歳以上 75 歳未満被保険者の一部負担金の割合を２割から１割に軽減する措置について、平成 26 年４月以降新たに 70 歳に達する被保険者から段階的に２割負担とし、同年３月末までに 70 歳に達している被保険者については、75 歳に達するまでは１割負担とする特例措置を継続することとしました。また、70 歳以上 75 歳未満被保険者の一般所得者の高額療養費制度の自己負担限度額については、一部負担金の割合にかかわらず、据え置くこととしました（外来 12,000 円、入院 44,400 円）。

改正前			改正後	
７０歳以上	特例措置として１割	→	昭和１９年４月１日以前生まれ（特例措置の継続）	１割
			昭和１９年４月２日以降生まれ７０歳到達の翌月から	２割

④ 高額療養費制度等の自己負担限度額等の見直し

高額療養費制度について、70 歳未満の所得区分を現行の３区分から５区分に細分化し、世帯の旧ただし書所得の合計額に応じて、自己負担限度額を見直すこと。また、これに伴い、高額介護合算療養費制度の所得区分を高額療養費制度と同様に細分化するとともに、自己負担限度額の見直しを行う（平成 27 年１月１日から実施）。

（別添１、２参照）

⑤ 出産育児一時金の見直し

産科医療補償制度における掛金の額を見直すこと、また、出産一時金の総額を 42 万円に維持することとする方針が決定された（平成 27 年１月１日から実施）。

	現行		改正後
出産育児一時金	３９万円	→	４０．４万円（健康保険法施行令第 101 条で規定）
保険者が必要あると認め加算する額	３万円	→	１．６万円（引き下げ）

（別添３参照）

高額療養費制度の自己負担限度額等の見直し（新旧比較表）

別添1

70歳未満

＜平成26年12月以前＞

区分	所得要件	限度額
上位所得	旧ただし書所得600万円超	150,000＋（総医療費－500,000）×1% ＜多数回該当：83,400＞
一般	旧ただし書所得600万円以下	80,100＋（総医療費－267,000）×1% ＜多数回該当：44,400＞
低所得	住民税非課税	35,400 ＜多数回該当：24,600＞

＜平成27年1月以降＞

所得要件	限度額
旧ただし書所得901万円超	**252,600＋（総医療費－842,000）×1% ＜多数回該当：140,100＞**
旧ただし書所得600万円～901万円以下	**167,400＋（総医療費－558,000）×1% ＜多数回該当：93,000＞**
旧ただし書所得210万円～600万円以下	80,100＋（総医療費－267,000）×1% ＜多数回該当：44,400＞
旧ただし書所得210万円以下	**57,600 ＜多数回該当：44,400＞**
住民税非課税	35,400 ＜多数回該当：24,600＞

70～74歳

区分	所得要件	窓口負担割合	外来	限度額
現役並所得	課税所得145万円以上	3割	44,400	80,100＋（総医療費－267,000）×1% ＜多数回該当：44,400＞
一般	課税所得145万円未満（※1）	**2割**（※3）	**12,000**	**44,400**
低所得Ⅱ	住民税非課税		8,000	24,600
低所得Ⅰ	住民税非課税（所得が一定以下）			15,000

	所得要件	窓口負担割合	外来	限度額
現役並所得	課税所得145万円以上	3割	44,400	80,100＋（総医療費－267,000）×1% ＜多数回該当：44,400＞
一般	課税所得145万円未満（※2）	**2割**（※3）	**12,000**	**44,400**
低所得Ⅱ	住民税非課税		8,000	24,600
低所得Ⅰ	住民税非課税（所得が一定以下）			15,000

※1　収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む。
※2　※1に加え、旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む。
※3　特例措置対象被保険者の窓口負担割合は1割。

（注）75歳以上の所得区分、限度額に変更はない。

高額介護合算療養費制度の算定基準額等の見直し（新旧比較表）

別添2

70歳未満

＜現行＞

区分	所得要件	限度額
上位所得	旧ただし書所得600万円超	1,260,000
一般	旧ただし書所得600万円以下	670,000
低所得	住民税非課税	340,000

＜平成26年8月～27年7月＞

所得要件	限度額
旧ただし書所得901万円超	**1,760,000**
旧ただし書所得600万円～901万円以下	**1,350,000**
旧ただし書所得210万円～600万円以下	670,000
旧ただし書所得210万円以下	**630,000**
住民税非課税	340,000

＜平成27年8月以降＞

所得要件	限度額
旧ただし書所得901万円超	**2,120,000**
旧ただし書所得600万円～901万円以下	**1,410,000**
旧ただし書所得210万円～600万円以下	670,000
旧ただし書所得210万円以下	**600,000**
住民税非課税	340,000

70～74歳

＜現行＞

区分	所得要件	限度額
現役並所得	課税所得145万円以上	670,000
一般	課税所得145万円未満(※1)	620,000（※560,000）
低所得Ⅱ	住民税非課税	310,000
低所得Ⅰ	住民税非課税（所得が一定以下）	190,000

＜平成26年8月～27年7月＞

所得要件	限度額
課税所得145万円以上	670,000
課税所得145万円未満(※2)	**560,000**
住民税非課税	310,000
住民税非課税（所得が一定以下）	190,000

＜平成27年8月以降＞

所得要件	限度額
課税所得145万円以上	670,000
課税所得145万円未満(※2)	**560,000**
住民税非課税	310,000
住民税非課税（所得が一定以下）	190,000

※一般については、附則で560,000円に据え置き
※1　収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む。
※2　※1に加え、旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

写

別添３

事　務　連　絡
平成２６年７月１０日

都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）　御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

出産育児一時金等の見直しに伴う関係政令等の改正内容について

産科医療補償制度及び出産育児一時金については、平成２６年４月２１日の社会保障審議会医療保険部会において、産科医療補償制度における掛金の額を見直すこととする方針が決定され、また平成２６年７月７日の同部会において、出産育児一時金の総額を４２万円に維持することとする方針が決定されました。

これに基づき、今後、厚生労働省においては、健康保険法施行令（大正１５年勅令２４３号（以下「健保令」という。））等の一部を改正するとともに、国民健康保険条例参考例（以下「国保条例参考例」という。）及び国民健康保険組合規約例（以下「国保組合規約例」という。）の一部を改正する予定ですが、あらかじめ、その改正の趣旨及び内容について、下記のとおりお知らせしますので、貴管下保険者及び関係団体等への周知等につき、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、この事務連絡については、厚生労働省保険局保険課と協議済みである旨を申し添えます。

記

第１　改正の趣旨

今回の改正は、産科医療補償制度の見直しと併せて出産育児一時金の金額を見直すものであること。

第２　改正の内容

１　健保令の改正関係

（１）出産育児一時金の金額の見直し（健保令第３６条関係）

出産育児一時金の支給について、健康保険法（大正１１年法律第７０号）第１０１条の政令で定める金額として健保令第３６条に規定する「３９万円」を「４０．４万円」とすること。

富山県
収 26.7.10 受
厚生企画課

なお、同条において、産科医療補償制度に加入する場合に、３万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算することとする規定自体は、見直さないこと（ただし、「保険者が定める金額」については、（２）のとおりとすること）。

（２）健保令第３６条に規定する「保険者が定める金額」の見直し（「健康保険法施行令第３６条における「保険者が定める金額」について」（平成２０年１２月５日付け保保発第１２０５００１号厚生労働省保険課長通知関係））

健保令第３６条に規定する「保険者が定める金額」については、産科医療補償制度における掛金が「３万円」から「１．６万円」に引き下げられることとなったため、「１．６万円」を基準とすること。

２　国保条例参考例及び国保組合規約例の改正関係

（１）出産育児一時金の金額の見直し

１（１）を踏まえ、出産育児一時金の支給について、国保条例参考例第８条及び国保組合規約例第１１条に規定する「３９万円（何円）」を「４０．４万円（何円）」とすること。

（２）国保条例参考例第８条及び国保組合規約例第１１条に規定する加算額について

１（２）を踏まえ、国保条例参考例第８条及び国保組合規約例第１１条に規定する、健保令第３６条の規定を勘案して必要があると認めるときに加算することとされている額については、「１．６万円」を基準とすること。

第３　施行期日

平成２７年１月１日とすること。

平成26年度　南砺市国民健康保険事業特別会計予算
【H25年度決算額とH26予算額との比較】

（単位：千円）

項目			H25決算額（A）	H26当初予算額（B）	対前年度比（C＝B－A）	伸率（%）（C／A）
歳入	国保税	一般被保険者	1,219,195	1,170,967	△ 48,228	△ 4.0
		退職被保険者等	213,181	186,996	△ 26,185	△ 12.3
		計	1,432,376	1,357,963	△ 74,413	△ 5.2
	国庫支出金	療養給付費等負担金（一般）	830,502	906,892	76,390	9.2
		普通調整交付金	143,911	188,545	44,634	31.0
		特別調整交付金	71,634	31,547	△ 40,087	△ 56.0
		その他	36,294	39,594	3,300	9.1
		計	1,082,341	1,166,578	84,237	7.8
	県支出金	普通調整交付金	165,080	170,057	4,977	3.0
		特別調整交付金	78,153	71,180	△ 6,973	△ 8.9
		その他	44,057	46,084	2,027	4.6
		計	287,290	287,321	31	0.0
	療養給付費等交付金（退職）		590,897	464,957	△ 125,940	△ 21.3
	前期高齢者交付金		1,489,904	1,431,462	△ 58,442	△ 3.9
	共同事業交付金		607,496	678,683	71,187	11.7
	一般会計繰入金		312,951	333,435	20,484	6.5
	財政調整基金		0	184,232	184,232	皆増
	繰越金		473,140	30,000	△ 443,140	△ 93.7
	その他		37,399	33,369	△ 4,030	△ 10.8
	市債			0	0	－
合計			6,313,794	5,968,000	△ 345,794	△ 5.5

（単位：千円）

項目			H25決算額（A）	H26当初予算額（B）	対前年度比（C＝B－A）	伸率（%）（C／A）
歳出	総務費		77,602	82,834	5,232	6.7
	保険給付費	一般被保険者分	3,273,562	3,581,814	308,252	9.4
		退職被保険者等	489,734	470,636	△ 19,098	△ 3.9
		審査支払手数料	10,379	10,657	278	2.7
		出産育児一時金	13,387	12,607	△ 780	△ 5.8
		葬祭費	2,310	2,700	390	16.9
		計	3,789,372	4,078,414	289,042	7.6
	後期高齢者支援金等		677,435	662,825	△ 14,610	△ 2.2
	前期高齢者納付金等		675	472	△ 203	△ 30.1
	老人保健拠出金		32	54	22	68.8
	介護納付金		309,192	283,506	△ 25,686	△ 8.3
	共同事業拠出金		591,365	678,683	87,318	14.8
	保健事業費	保健事業費等	15,737	16,740	1,003	6.4
		特定健診等事業費	78,839	86,552	7,713	9.8
		計	94,576	103,292	8,716	9.2
	その他		437,530	47,920	△ 389,610	△ 89.0
	予備費		0	30,000	30,000	皆増
合計			5,977,779	5,968,000	△ 9,779	△ 0.2

歳入歳出差引	336,015	0	△ 336,015	皆減

南砺市国民健康保険事業特別会計H25決算とH26予算

●歳入内訳

（単位：百万円）

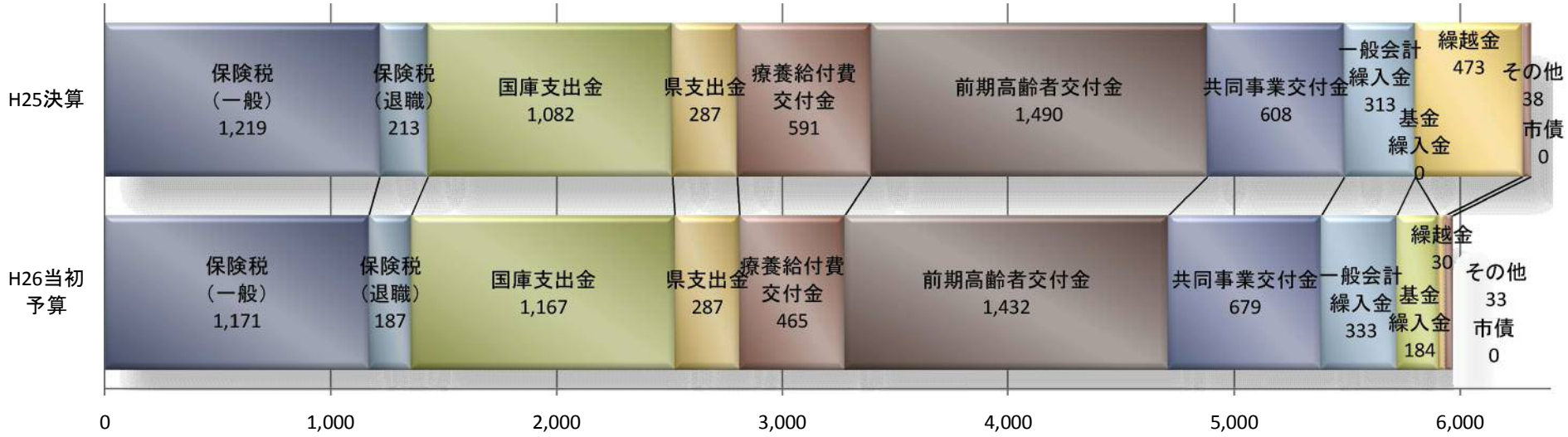

●支出内訳

（単位：百万円）

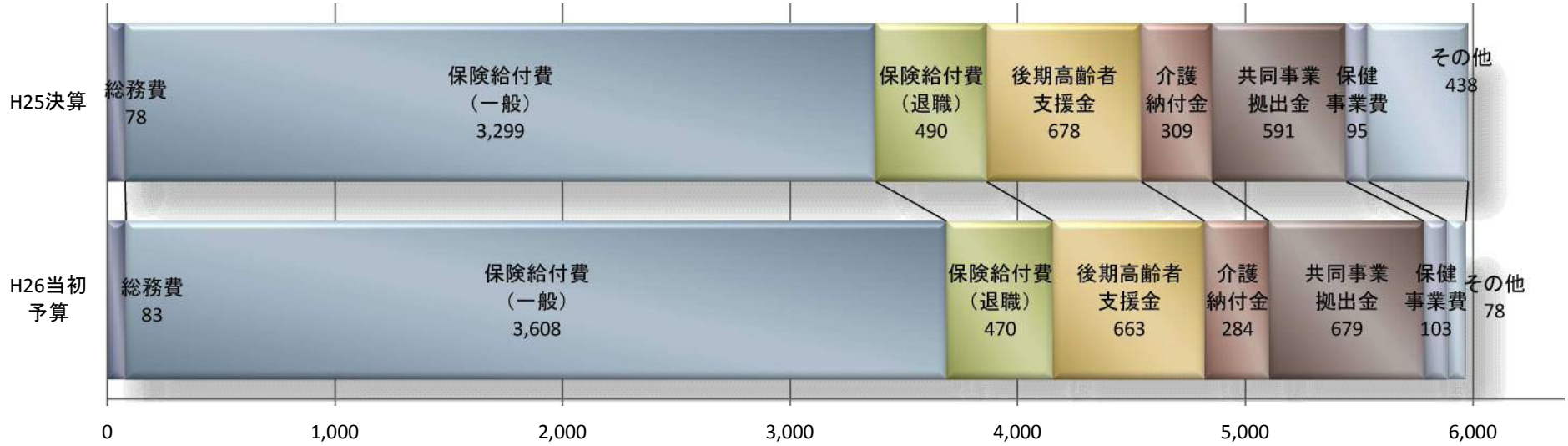

平成26年度 国民健康保険税賦課状況

平成26年7月1日

税率

（ ）＝前年度

基礎課税分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
応能割	応益割		応能割	応益割		応能割	応益割	
所得割	均等割 1人当	平等割 1世帯当	所得割	均等割 1人当	平等割 1世帯当	所得割	均等割 1人当	平等割 1世帯当
7.65% (7.65%)	29,600円 (29,600円)	23,500円 (23,500円)	2.10% (2.10%)	8,200円 (8,200円)	6,400円 (6,400円)	1.95% (1.95%)	10,600円 (10,600円)	6,000円 (6,000円)
限度額	51万円		限度額	16万円		限度額	14万円	

世帯数、被保険者数

（単位：世帯、人）

	基礎分			後期分			介護分		
	一般	退職	全体	一般	退職	全体	一般	退職	全体
世帯数	7,241 (7,205)	638 (829)	7,879 (8,034)	7,241 (7,205)	638 (829)	7,879 (8,034)	2,393 (2,452)	783 (1,007)	3,176 (3,459)
被保険者数	11,550 (11,525)	1,374 (1,728)	12,924 (13,253)	11,550 (11,525)	1,374 (1,728)	12,924 (13,253)	2,908 (3,022)	972 (1,244)	3,880 (4,266)

算出税額

（単位：円）

	基礎分		後期分		介護分		計
	一般分	退職分	一般分	退職分	一般分	退職分	
所得割	554,312,857 (545,215,990)	64,678,985 (83,489,383)	152,162,390 (149,665,221)	17,754,712 (22,918,264)	50,244,568 (49,783,629)	11,432,289 (14,933,774)	850,585,801 (866,006,261)
均等割	341,880,000 (341,140,000)	40,670,400 (51,148,800)	94,710,000 (94,505,000)	11,266,800 (14,169,600)	30,824,800 (32,033,200)	10,303,200 (13,186,400)	529,655,200 (546,183,000)
平等割	158,225,500 (156,762,625)	14,611,125 (18,941,000)	43,091,200 (42,692,800)	3,979,200 (5,158,400)	14,358,000 (14,712,000)	4,698,000 (6,042,000)	238,963,025 (244,308,825)
小計	1,054,418,357 (1,043,118,615)	119,960,510 (153,579,183)	289,963,590 (286,863,021)	33,000,712 (42,246,264)	95,427,368 (96,528,829)	26,433,489 (34,162,174)	1,619,204,026 (1,656,498,086)

軽減額

（単位：円、世帯、人）

基礎分	一般分				退職分			
	均等割	平等割	世帯数	被保数	均等割	平等割	世帯数	被保数
7割軽減	32,426,800	19,456,284	1,265	1,565	2,817,920	1,591,541	99	136
5割軽減	23,250,800	10,025,738	961	1,571	2,826,800	987,005	89	191
2割軽減	9,696,960	3,919,800	928	1,638	882,080	217,375	49	149
小計	65,374,560 (51,098,480)	33,401,822 (26,358,845)	3,154 (2,593)	4,774 (3,839)	6,526,800 (6,062,080)	2,795,921 (2,839,399)	237 (265)	476 (486)

後期分	一般分				退職分			
	均等割	平等割	世帯数	被保数	均等割	平等割	世帯数	被保数
7割軽減	8,983,100	5,298,720	1,265	1,565	780,640	433,440	99	136
5割軽減	6,441,100	2,730,400	961	1,571	783,100	268,800	89	191
2割軽減	2,686,320	1,067,520	928	1,638	244,360	59,200	49	149
小計	18,110,520 (14,155,660)	9,096,640 (7,178,560)	3,154 (2,593)	4,774 (3,839)	1,808,100 (1,679,360)	761,440 (773,280)	237 (265)	476 (486)

介護分	一般分				退職分			
	均等割	平等割	世帯数	被保数	均等割	平等割	世帯数	被保数
7割軽減	3,108,980	1,612,800	384	419	816,200	411,600	98	110
5割軽減	1,611,200	762,000	254	304	673,100	315,000	105	127
2割軽減	689,000	316,800	264	325	228,960	99,600	83	108
小計	5,409,180 (4,721,240)	2,691,600 (2,322,000)	902 (775)	1,048 (908)	1,718,260 (1,680,100)	826,200 (772,800)	286 (286)	345 (359)

限度超過額・端数処理金額・減免額

	基礎分		後期分		介護分	
	一般分	退職分	一般分	退職分	一般分	退職分
限度超過世帯	184 (169)	23 (21)	135 (170)	15 (21)	58 (78)	7 (11)
限度超過額	51,529,614 (47,862,956)	2,539,885 (2,941,804)	11,129,985 (13,177,421)	511,334 (809,508)	4,071,061 (4,395,557)	303,124 (433,135)
月割増減額分	−23,581,993 −(24,226,715)	−121,793 −(1,633,087)	−6,446,367 −(6,658,378)	−32,736 −(448,692)	−357,942 (36,830)	5,273,900 (5,771,219)
端数処理金額	304,252 (302,699)	27,175 (36,771)	312,339 (302,712)	30,557 (40,969)	110,212 (109,790)	48,078 (62,730)
減免額	810,952 (972,462)	0 (0)	222,984 (267,345)	0 (0)		

調定額

（単位：円）

	一般分	退職分	計
基礎分	879,415,164 (892,296,458)	107,948,936 (140,066,042)	987,364,100 (1,032,362,500)
後期分	244,644,755 (245,122,945)	29,856,545 (38,494,455)	274,501,300 (283,617,400)
介護分	82,787,373 (85,017,072)	28,811,727 (36,984,628)	111,599,100 (122,001,700)
計	1,206,847,292 (1,222,436,475)	166,617,208 (215,545,125)	1,373,464,500 (1,437,981,600)

【参考】（単位：円）

予算の調定見込み	比較
988,278,252	△ 914,152
271,743,760	2,757,540
113,521,384	△ 1,922,284
1,373,543,396	△ 78,896

1人当たり調定額

（単位：円／人）

		一般	退職	全体	伸率
基礎分	26 (25)	76,140 (77,423)	78,565 (81,057)	76,398 (77,897)	−1.9%
後期分	26 (25)	21,181 (21,269)	21,730 (22,277)	21,240 (21,400)	−0.7%
介護分	26 (25)	28,469 (28,133)	29,642 (29,730)	28,763 (28,599)	0.6%
計	26 (25)	104,489 (106,068)	121,264 (124,737)	106,272 (108,502)	−2.1%

【参考】（単位：円／人）

予算の見込み	比較
74,156	2,242
20,390	850
25,742	3,021
103,065	3,207

被保険者1人当たり課税所得金額

（単位：円／人）

		一般	退職	全体	伸率
基礎分	26 (25)	627,355 (618,398)	615,344 (631,581)	626,078 (620,117)	1.0%

【参考】（単位：円／人）

予算時点の見込み	比較
573,440	52,638

県内国民健康保険料（税）率表

平成２６年７月１日現在

保険者名	2ヵ年の税率改正（限度額除く）		基礎課税分					後期高齢者支援金分					介護納付金分				
			所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額
			%	%	円	円	万円	%	%	円	円	万円	%	%	円	円	万円
富山市		H25	7.40	－	25,680	22,560	51	2.10	－	8,160	6,480	16	2.10	－	9,360	6,000	14
高岡市			7.20	－	24,500	23,500	51	2.20	－	8,000	8,000	16	2.10	－	9,500	7,500	14
魚津市	H26		7.80	－	30,600	22,800	51	2.30	－	9,400	7,500	16	1.50	－	8,500	5,500	14
氷見市			6.40	－	23,500	16,000	51	1.80	－	6,500	4,500	16	2.00	－	7,500	5,000	14
滑川市			6.80	－	25,500	23,400	51	2.00	－	6,000	6,600	16	2.00	－	8,000	7,500	14
黒部市			6.90	－	27,600	19,200	50	1.90	－	6,900	5,500	13	1.85	－	7,800	5,400	10
砺波市			6.90	－	26,000	23,000	51	1.90		7,300	5,300	16	1.30		5,400	5,000	14
小矢部市			7.60	－	23,400	24,600	51	1.90	－	6,000	6,300	14	1.20	－	5,100	5,100	12
舟橋村			5.70	－	21,700	25,100	51	1.50	－	5,800	6,700	16	1.23	－	6,400	5,300	14
上市町		H25	7.40	10.00	26,400	25,200	51	2.60	－	9,600	7,200	16	2.50	－	10,200	6,600	14
立山町		H25	7.60	－	27,000	25,000	51	2.30	－	8,000	7,800	16	2.00	－	9,600	7,200	14
入善町			6.60	－	23,000	23,000	51	1.70	－	7,200	6,300	14	1.80	－	6,900	5,200	12
朝日町		H25	7.00	－	25,500	23,200	51	2.10	－	7,300	6,500	14	1.80	－	7,700	6,000	12
射水市			6.80	－	24,000	24,000	51	1.90	－	5,000	5,000	16	1.20	－	5,300	6,000	14
南砺市		H25	7.65	－	29,600	23,500	51	2.10	－	8,200	6,400	16	1.95	－	10,600	6,000	14

平成25年度　国民健康保険料（税）一人当たり調定額（年度末暫定参考資料）

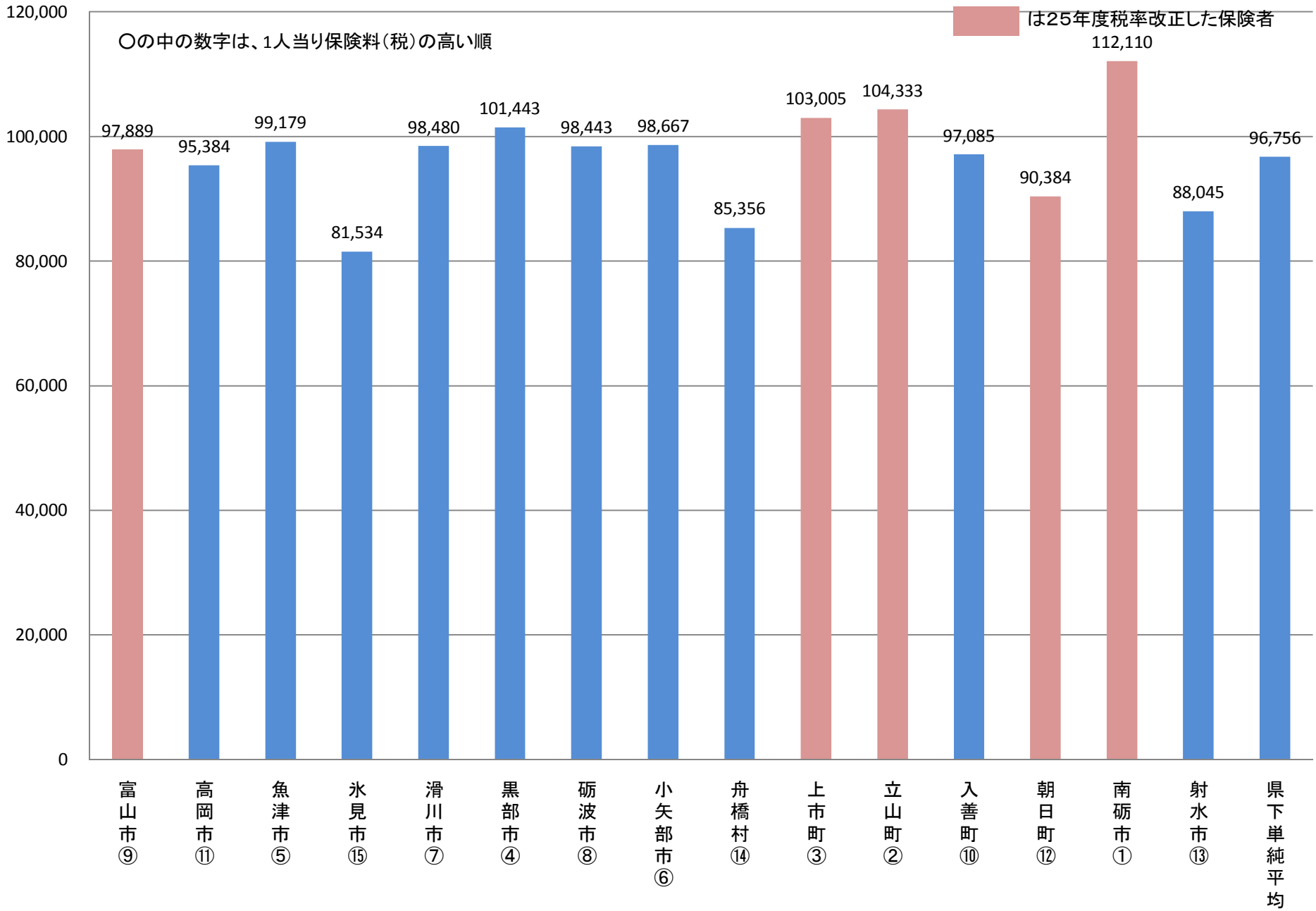

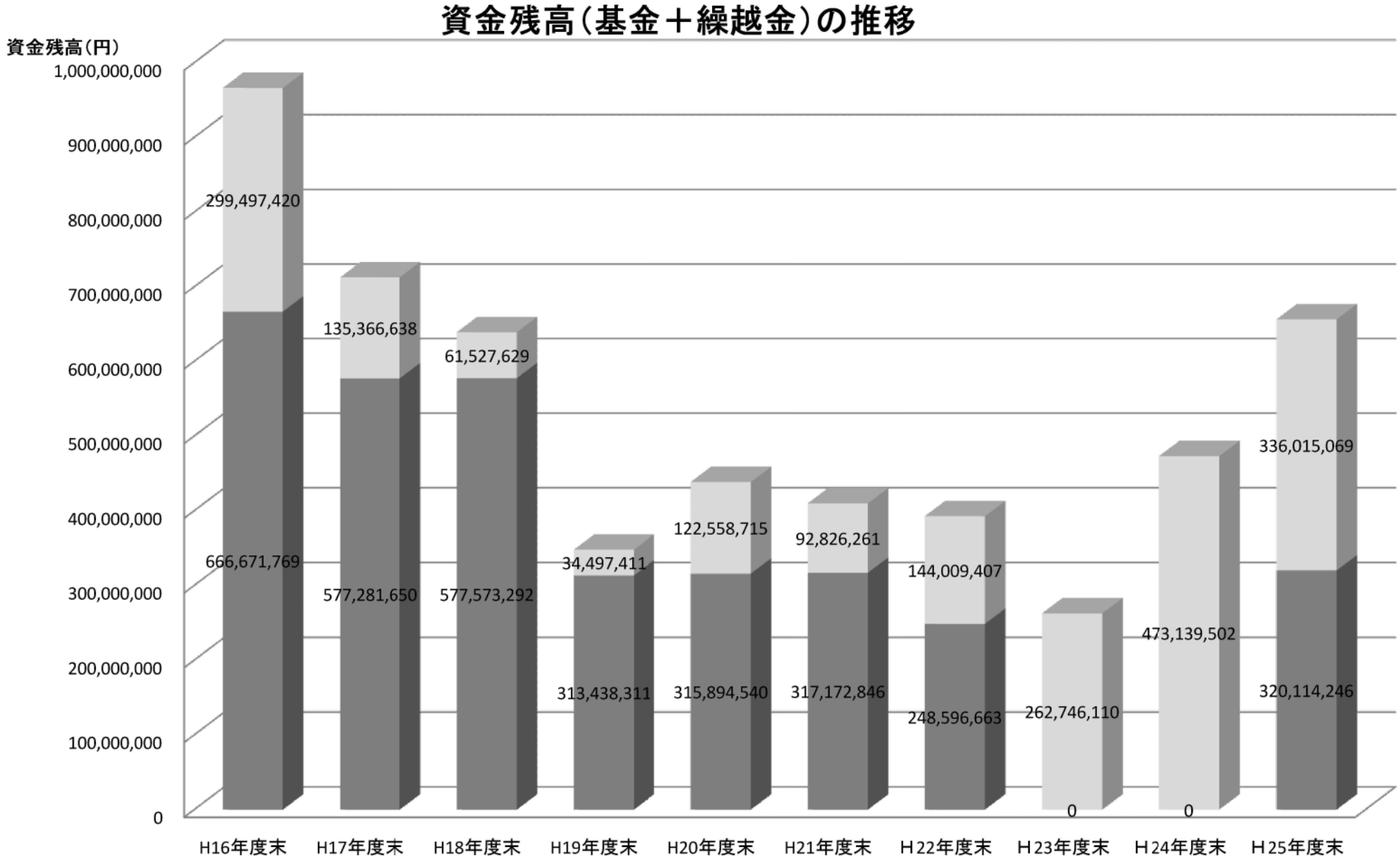

注）H16・17の財政調整基金には高額療養費貸付金基金と出産費資金貸付金基金を含む。

特定健康診査・特定保健指導について

1.特定健康診査実施状況　　（法定報告資料：目でみるとやまの国保　H25年度版より）

特定健診受診者数（人）及び受診率（%）

表1

	南砺市	富山県	全国
H20	49.8% （4,891人/9,818人）	41.2% （全国25位）	30.9%
H21	55.9% （5,482人/9,802人）	42.2%	31.4%
H22	57.1% （5,518人/9,668人）	42.1%	32.0%
H23	57.5% （5,635人/9,807人）	42.0%	32.7%
H24	59.7% （5,760人/9,654人）	42.2%	33.70%
H25	61.2% （推定数）		

図1

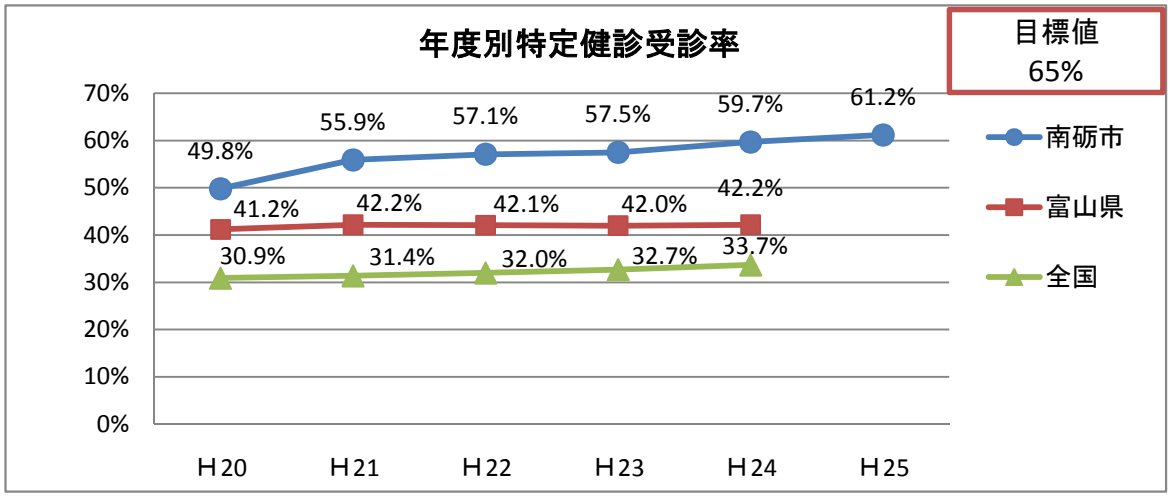

図2

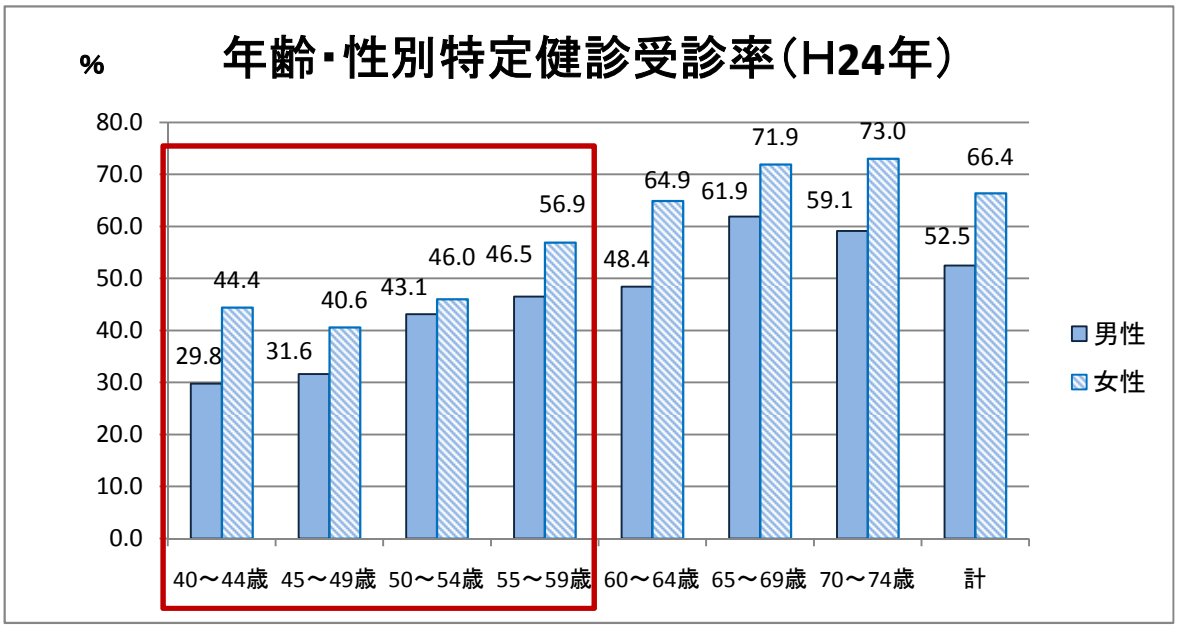

表1、図1より受診率は徐々に増加しており、平成24年度は59．7%（男性52．5%、女性66．4%）で県内第1位でした。
平成25年度の推定受診率は国の第2期特定健康診査等実施計画(H25～29年度)の目標値60%を超える見込みです。しかし、図2によると40～50歳代の受診率が低い状況です。今後、さらに受診率向上のため未受診者対策等をはかり、受診率65%を目指します。

＊特定健診の受診率向上対策
①未受診者への受診勧奨を行う。
・ハガキで受診勧奨を行う。（個別健康診査終了1カ月前及び集団健康診査前の受診勧奨の2回実施）
・平成25年度から実施しているNTT受診勧奨業務の委託（電話による受診勧奨）を継続する。今年度新たな取り組みとして、40歳代の方に重点的に受診勧奨を行い、新規受診者や受診率の低い40～50歳代への働きかけを強化し継続的な受診行動につなげる。
②40歳以上の国民健康保険への新規加入者に、行政センター窓口で特定健康診査、がん検診の受診を促すチラシや日程表の配布を行い検診受診を促す。
③受診しやすい健診機会を提供する。（集団健診を3会場実施）
④特定健康診査対象前の39歳以下健康診査・健康相談の実施により健康意識の高揚を図る。
⑤広報活動により特定健康診査実施のPRを行なう。（広報、TST）

2.特定保健指導実施状況（保健指導の修了者）

特定保健指導実施率（%）　（法定報告資料：目でみるとやまの国保　H25年度版より）

表2

	南砺市	富山県	全国
H20	41.9% （306人/730人）	17.9% （全国25位）	14.1%
H21	38.6% （306人/792人）	18.5%	19.5%
H22	35.2% （259人/735人）	17.4%	20.8%
H23	31.3% （232人/742人）	17.3%	19.3%
H24	45.7% （331人/725人）	21.2%	23.2%

図3

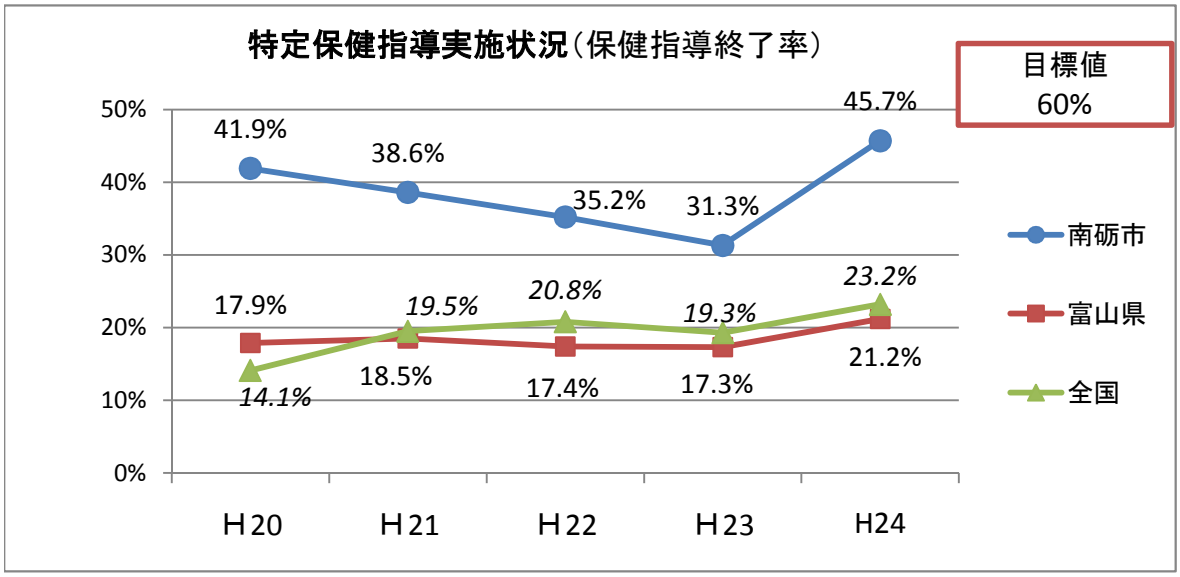

特定保健指導実施率は、平成23年度まで年々減少していましたが、平成24年度は45．7%となり国の第1期特定健康診査等実施計画（H20～24年）の目標値45%を達成することができました。これは、県内第2位の実施率となっています。
今後は第2期特定健康診査等実施計画（H25～29年）の目標値60%を目指します。